

駅前放置自転車

10月1日から クリーンキャンペーンを実施

10月1日(金)から11月30日(火)まで、県下一斉に駅前放置自転車クリーンキャンペーンが実施されます。

自転車やバイクの利用者は市営駐輪場などをご利用ください。

市営駐輪場の利用などくわしくは交通防犯課 ☎20 1527へ。

秋の全国地域安全運動

犯罪の未然防止に 心掛けましょう

駅周辺では、歩道や車道に無秩序に放置された自転車やバイクが歩道の幅を狭めたり、点字ブロックを隠したりして、歩行者に大変迷惑を掛けています。特に、障害者や高齢者の通行には、大きな支障を及ぼしています。また、災害時には、緊急活動や避難の妨げにもなります。



駐輪場を利用しましょう

10月11日(祝)から20日(水)まで秋の全国地域安全運動が実施されます。

〇近所やお隣同士でお互いに協力し合い、空き巣などの侵入盗や乗り物盗などの犯罪の未然防止に心掛けていきましょう。

〇オートバイや自転車などの盗難防止のため、鍵かけ・防犯登録を行いましょう。

〇侵入などの犯罪を防止するため出かけるときは必ず鍵をかけましょう。

車内に貴重品を置かないようにしましょう。

くわしくは交通防犯課 ☎20 1527へ。

移動暴力相談

北総県民センターで 20日に開設

(財)千葉県暴力団追放県民会議では、次のとおり、移動暴力相談所を開設します。

- 日時 10月20日(水) 午前10時～午後4時
- 会場 北総県民センター(佐倉市錦木仲田町8-1)

くわしくは同会議事務局 ☎0120-089354へ。

市民課

中央公民館と遠山公民館 の分室もご利用ください

市民課の分室が中央公民館赤坂分室と遠山公民館(遠山分室)にあります。それぞれの分室で取り扱う業務と受付日時は次のとおりです。



すので、最寄りの分室をどうぞご利用ください。

【赤坂分室・☎26 3327】

●取り扱う業務

- 住民票・住所証明・記載事項証明の交付(年金証明ハガキなど)
- 印鑑登録証明書の交付(印鑑登録はできません)
- 戸籍や除籍の謄本・抄本、附票の写しの交付
- 転入・転出・転居などの住民異動届
- 外国人登録原票記載事項証明書の交付

●受付日時 月曜日・金曜日 午前8時30分～午後5時(祝日、年末年始は除く)

【遠山分室・☎35 2000】

●取り扱う業務

- 住民票・住所証明・記載事項証明の交付(年金証明ハガキなど)
- 印鑑登録証明書の交付(印鑑登録はできません)

はできません)

○外国人登録原票記載事項証明書の交付

●受付日時 火曜日・金曜日の午前8時30分～午後5時(公民館の休館日、祝日、年末年始は除く)

くわしくは市民課 ☎20 1525へ。

国民健康保険証

新しい保険証で 受診してください

10月1日から国民健康保険証が新しくなります。

皆さんが今まで使っていた国民健康保険証は、9月30日で有効期限が切れました。10月1日からは、市から送付された新しい保険証を使って診療を受けてください。

なお、古い保険証は保険年金課(市役所1階)または市立図書館、各公民館、市民課赤坂分室・遠山分室、美郷台地区会館、保健福祉館へ返却してください。

くわしくは保険年金課 ☎20 1526へ。

日ごろの点検・清掃を大切に

10月1日は「浄化槽の日」です。

浄化槽の維持管理を適切に行わないと悪臭などで周囲に迷惑を掛けるばかりでなく、川や沼の水質悪化を招く原因にもなります。

また、浄化槽の機能を最大限に發揮させるためにも、日ごろの維持管理が大切です。浄化槽を使用している人は、次のことを定期的に行うことが法令で義務付けられています。

○保守点検：年3～4回



合併処理浄化槽の補助金

維持管理費補助金		設置費補助金		
人槽区分	限度額	人槽区分	合併処理浄化槽	高度処理型浄化槽
5人槽	18,000円	5人槽	354,000円	444,000円
6人槽	21,000円	6・7人槽	411,000円	486,000円
7人槽	24,000円	8～10人槽	519,000円	576,000円
8人槽	27,000円	11～20人槽	981,000円	1,092,000円
10人槽	33,000円	21～30人槽	1,668,000円	1,860,000円
11～50人槽	33,000円	31～50人槽	2,238,000円	2,496,000円

維持管理費補助金

維持管理費や浄化槽の設置に補助金が

市では、合併処理浄化槽の維持

○清掃：年1回以上（全ほつ気方式は年2回以上）

○法定検査（水質検査）：年1回

管理（保守点検・清掃）に年間要した費用の2分の1相当額（左上表）を助成しています。

維持管理費補助金の申請時期は

保守点検および清掃の契約期間の終わりの日が属する年度内（ただし、終わりの日が3月31日のときは翌年度）です。

設置費補助金

合併処理浄化槽を設置する人にも、その設置費用の一部（左上表）を補助しています。

なお、単独処理浄化槽を使っている人が、合併処理浄化槽に転換するときは、通常の設置補助に18万円を上乗せする転換補助金（新築・建て替えを除く）を、浄化槽の設置に伴いトイレを水洗化した場合、水洗便所補助金（3万円を限度）を支給します。

また、4月から印旛沼流域に限り、窒素またはリンを除去する高度処理型合併処理浄化槽の設置費用の一部（上表）を補助する制度を新設しました。

騒音地域については、維持管理費および設置補助金とも特例により補助金の限度額が異なります。くわしくは環境衛生課 ☎ 201531へ。

完了検査を受けていますか

10月12日（火）～18日（月）は、違反建築防止週間です。わたしたちが安心して暮らすためには、建築物が安全であることがとても大切です。

建築基準法は、生命・健康・財産を保護するため、地震や火災などに対する安全性に関する基準を定めています。この基準は、建築物を建てる場合には必ず守らなければならないなりません。

この違反建築防止週間にきつかけに、皆さんの所有する建築物が、法令に適合しているかどうか、建築士と相談するなど、点検を心掛けましょう。

なお、この期間中に、一斉公開建



安全で安心できる建物を

築八トロールが実施されます。

くわしくは建築指導課 ☎ 201564へ。

不法投棄の防止

土地の適正な管理を

道路や個人の土地に無断で捨てられる家電製品・家庭ごみおよび建築廃材などの不法投棄が後を絶ちません。

市では、85人の不法投棄監視員や職員などによりパトロールを行い、不法投棄の防止に努めています。

さらに、今年度より市内に監視カメラを設置し、不法投棄の未然防止を図っています。この監視カメラは順次設置場所を移動し不法投棄の多い場所を監視します。

不法投棄を防止するには、何より地域の皆さんの監視および土地所有者の皆さんが日ごろより柵を設けたり草を刈ったりするなど注意を払い管理することが大切です。不法投棄を発見したら環境対策課へ連絡をお願いします。

くわしくは同課 ☎ 201532へ。

検察審査会制度

こんなときには 相談や申し立てを

検察審査会制度とは

交通事故、詐欺、脅しなどの犯罪の被害に遭い、警察や検察庁に訴えたが、検察官がその事件を起訴してくれない。「こんな罪を犯したのに処罰されないのはおかしい」といったような不満をおもひの人は、検察審査会に相談してみてもいいがですか。相談や申し立てについての費用は一切無料で、秘密は固く守られます。

検察審査会制度は、検察官の仕事

事に国民の声を反映させようという目的でできたものです。検察官の不起訴処分や不服のある人の申し立てを受けて、事件を調べ直し検察官の処分の善しあしを審査するのがこの制度です。

あなたも検察審査員に

検察審査会は、選挙人名簿の中からくじで選ばれた11人の審査員によって構成されます。あなたもいつか審査員に選ばれることがあるかもしれません。

審査員に選ばれたときには、市民の代表としてこの仕事に協力をお願いします。

資格調査にご協力を

市選挙管理委員会では、検察審査会の審査員候補者を選定するため、候補者の予定者となった人に職業などの調査をさせていただいています。司法関係の職務に従事している人などは検察審査員になれませんので、予定者の人の職業などを調査させていただくものです。11月上旬に調査表を送付しますので、ご協力をお願いします。

くわしくは千葉検察審査会事務局
☎043-222-0165へ。

10月3日にスポーツ健康都市宣言 スポーツを通して 健康で明るい生活を

市民一人ひとりがスポーツを通して健康で明るく豊かな生活を送ることができるようにと、スポーツ健康都市宣言が9月定例市議会で可決されました。

10月3日(日)に市陸上競技場で開催される市民運動会で、小林市長が宣言します。

スポーツ健康都市宣言

わたしたちは、スポーツを愛し、スポーツを通して健康な心と体を育み、明るく豊かな成田市を築くため、ここにスポーツ健康都市を宣言します。

- 1 スポーツに親しみ、健康な心と体をつくりましょう。
- 1 スポーツを楽しみ、友情とふれあいの輪をひろげましょう。
- 1 スポーツを愛し、明るく豊かなまちを築きましょう。
- 1 スポーツを通し、世界の人々と手をつなぎましょう。



スポーツで爽やかな汗を

水道料金の納付

便利で確実な
口座振替制度を

水道料金が、納期限内に支払われない場合は、督促状や給水停止予告書を送付しています。これにもかかわらず納付されない場合は、給水を停止する場合がありますのでご注意ください。

水道料金の支払いは、金融機関などの窓口やコンビニでもできますが、便利で確実な口座振替をご利用ください。なお、納入通知書を紛失した人は、料金徴収受託者の(株)ジェネッツ☎27-8881へ連絡してください。

くわしくは市水道部業務課☎27-0269へ。

県税の納付

休日収納窓口を
開設します

県では、平日に金融機関などの窓口を利用できない人のために、次のとおり休日窓口を開設します。

- 日時 10月31日(日) 午前9時～午後5時

●場所 各県税事務所・自動車税

事務所支所を除く

●内容 自動車税などの県税の収納、納税証明書の発行、納税相談

くわしくは佐倉県税事務所☎043-483-1115へ。

10月の水道水の排水作業日程

水道部では赤水の発生を防ぐため、次のとおり水道水の排水作業を行います。予定地区では、一時的に減水あるいは赤水になることもありますのでご了承ください。なお、受水槽を使用している場合は、万に備え適切な措置をお願いします。

作業日	予定場所	予定時間
10月11日(祝)	並木町(大久保台・成瀬台)地区	午後10時 ～ 翌日午前4時
10月12日(火)	並木町(上記以外)	
10月13日(水)	飯田町・団護台地区	
10月14日(木)	宗吾・江弁須地区	

くわしくは市水道部工務課☎22-0269へ。

出演が山本譲二さんに

10月15日(金)開催の全国自治宝くじ公開抽せん会出演の「前川清」は「山本譲二」に代わりました。

安価なミシンの購入



Q 新聞の折り込みチラシに9,800円の電動ミシンが載っていました。安価でも問題なく使えるかどうか業者に電話で問い合わせをすると、後日、商品を持って説明に来ました。

担当者「9,800円のミシンはそれなりの価値しかないですよ」と簡単な説明だけをして、「こちらのミシンは性能が良いですよ」と、28万円もする高額なミシンを勧めました。今なら値引くと言われ、クレジットを利用して購入しました。

しかし、よく考えてみるとこんなに高額なミシンを買うつもりはありませんでした。契約をしてから5日を過ぎましたが返品できますか。

A 9,800円のミシンの説明に来た業者が、まったく別の新たなミシンの販売をした場合は、特定商取引に関する法律の『訪問販売』に該当し、クーリング・オフが適用されると考えられます。今回のケースでは、クレジット契約の書面を受け取ってから8日間以内なので、業者とクレジット会社あてに契約者がハガキでクーリング・オフの通知を出し、無条件で契約の解除ができました。しかし、9,800円のミシンを買うために業者に電話を掛け、自分から呼んでこのミシンを購入した場合、業者から勧誘されたとはいえ、クーリング・オフは適用されません。こうしたトラブルに遭わないために

は、購入予定の商品の価格や機能について事前に下調べをし、自分に必要な商品がどのようなものかを明確にしておくことが大切です。

くわしくは消費生活センター
(☎ 23-1161)へ。

相談日

相談名	期日	時間	場所	問い合わせ先
市民行政相談	月～金曜日	8:30～17:00	市役所2階相談室	市民支援課市民相談室 ☎ 20-1507
市民生活相談 家事・民事)	月・木曜日・12日(火)	9:00～16:00	"	"
法律相談 予約制) (裁判所で係争中の事件は除く)	水曜日	13:00～16:00	"	"
市民なんでも相談 (もめごと・なやみごと・苦情相談)	18日(月)	10:00～15:00	市役所2階201会議室	"
不動産相談	19日(火)	10:00～12:00	"	"
税務相談	19日(火)	10:00～15:00	市役所2階相談室	"
外国人相談 (英語・中国語・スペイン語・ポルトガル語)	14日(木)・28日(木)	13:00～16:00	市役所2階201会議室	"
市民よろず相談	16日(土)	13:00～16:00	中央公民館	県行政書士会印旛支部 作田義美さん ☎ 23-3286
女性就業 内職 相談 (来所前に要電話)	水・金曜日	10:00～16:00	市役所2階女性就業相談室	商工観光課 ☎ 22-1111 内線2724
高齢者職業相談	月～金曜日	9:00～16:00	市役所2階高齢者職業相談室	商工観光課 ☎ 22-1111 内線2725
住宅相談 予約制) (新築・増改築に関する相談)	14日(木)	10:00～12:00	成田商工会議所会議室	成田商工会議所 ☎ 22-2101 12日(火)までに申し込みを
パートタイマー職業相談	月～金曜日	9:00～16:00	パートサテライト(商工会館1階)	パートサテライト ☎ 22-8281
消費生活相談	月～金曜日	10:00～16:00	消費生活センター(市役所2階)	消費生活センター ☎ 23-1161
年金相談	水曜日	10:00～15:00	市役所1階相談室	保険年金課 ☎ 20-1526
交通事故相談	5日(火)	10:00～15:00	市役所2階201会議室	交通防犯課 ☎ 20-1527
心配ごと相談	木曜日	10:00～15:00	保健福祉館会議室	社会福祉協議会 ☎ 27-7755
酒害相談	7日(木)・21日(木)	9:00～12:00	"	"
家庭児童相談	月～金曜日	9:00～16:00	市役所1階家庭児童相談室	児童家庭課 ☎ 20-1538
戦没者遺族相談	25日(月)	10:00～15:00	市役所1階相談室	社会福祉課 ☎ 20-1536
健康体力相談	5日(火)	9:00～12:00	市体育館	市体育館 ☎ 26-7251
就学相談 予約制)	月・火・木曜日	9:00～17:00	市役所5階会議室	教育指導課 ☎ 20-1582
教育相談 予約制)	火曜日	9:00～16:00	教育センター(市立図書館2階)	教育センター ☎ 20-6336
教育相談 不登校相談も)	月～金曜日	10:00～17:00	教育相談室 (ニュータウンセンタービル6階)	教育相談室 ☎ 28-3234